

広報ねやがわ「市民情報ひろば」記事掲載基準

「市民情報ひろば」は、市民又は市民団体の自主的な活動を支援するため、「広報ねやがわ」に掲載する情報（以下「記事」といいます。）について、次のとおり掲載基準を定めています。

- 1 「市民情報ひろば」は、寝屋川市内に在住・在職・在学の人で構成する団体又は活動の本拠が寝屋川市内にある団体が公共施設などで催しや活動をするための情報交換の場です。
- 2 営利・宗教・政治に関係のある団体又はその団体が行う催しや活動は、掲載できません。
- 3 掲載依頼書（企画三課にあります。ホームページからもダウンロードできます。）に必要事項を記入して、企画三課へ提出してください。電話や電子メールによる受付はできません。誌面に限りがあるため、記事を短くしたり、期日に余裕があれば次号へ先送りしたり、掲載できなくなることもありますので、御了承ください。
- 4 原稿の締切日は、発行日（毎月1日）のおおむね2か月前です。
- 5 団体の会員を募集する記事は、6か月に1回（年2回まで）、イベント開催の記事は3か月に1回（年4回まで）掲載ができます。
- 6 記事の内容によっては、団体の規則や事業計画書、収支決算書などの提出を求める場合があります。
- 7 イベントの実施日や定員のあるイベントの申込開始日及び申込終了日が発行日以降のものが、掲載の対象となります。
- 8 記事掲載後、問合せの電話等には誠意のある対応をお願いします。
- 9 申込人数によって開催を取りやめる可能性があるイベントや会員募集は掲載をお断りします。
- 10 市民に疑念を抱かせる記事、公序良俗に反する記事、行政広報の性格にそぐわないと判断される記事、その他企画三課長が不相当と認める記事は、掲載をお断りします。
- 11 上記基準を守れない場合、虚偽の記載があった場合、トラブル等が発生した場合は、今後一切、記事の掲載ができません。

問合先 寝屋川市 経営企画部企画三課 TEL 072-813-1146 FAX 072-825-0761

(附則)

この基準は平成 12 年 6 月 8 日に制定する。

この基準は平成 15 年 5 月 7 日に改正する。

この基準は平成 17 年 2 月 2 日に改正する。

この基準は平成 21 年 4 月 20 日に改正する。

この基準は平成 21 年 11 月 19 日に改正する。

この基準は平成 22 年 3 月 15 日に改正する。

この基準は平成 25 年 4 月 1 日に改正する。

この基準は平成 28 年 1 月 20 日に改正する。

この基準は平成 29 年 5 月 24 日に改正する。

参考：広報ねやがわ「市民情報ひろば」への掲載文書

「市民情報ひろば」は、市民の皆さんの情報交換の場です。市の行事と直接関わりはありません。内容は直接問い合わせてください。

政治・宗教・営利を目的としたものは掲載できません。同一イベントの掲載は 1 回、会員募集の掲載は 6 か月に 1 回が限度です。発行日以前に行われるイベントや定員のある催しの申込開始日及び申込終了日が発行日以前のときは掲載できませんので、早めに連絡してください。誌面に限りがあるため、記事の編集や掲載ができないこともあります。

◎原稿の締切日は、掲載号発行日（毎月 1 日）の約 2 か月前です。

掲載について、詳しくは企画三課に問い合わせてください。